

和水町の後期高齢者医療担当窓口にお申し出いただいた後、速やかに年金からのお支払いを中止する手続きを行います。約3ヶ月程度時間がかかります。ご了承ください。

また、要件に該当しない場合はお支払い方法の変更ができませんので、必ず役場後期高齢者医療担当にご相談ください。

社会保険の被扶養者の特別措置について

【対象となる方】

後期高齢者医療制度に加入する前日に、社会保険の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度では、社会保険（政府管掌健康保険・共済組合など）の被扶養者であった方は、新たに保険料をお支払いいただきますが、制度加入時から2年間は所得割額がなく、均等割額については5割軽減されます。

さらに、特別措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から来年3月までは均等割額が9割軽減されます。

ただし、この軽減措置を受けるためには、社会保険の保険者（事業主）へ資格喪失届を提出する必要があります。



必ずご確認ください！！

社会保険の被扶養者の方で、お住まいの市町村から送付しました後期高齢者医療保険料額決定通知書に記載されている保険料額が、均等割額2,300円となっているかご確認ください。

保険料額が均等割額2,300円となっていない場合は、役場後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

問い合わせ先

本 庁	税務住民課	国保年金係	内線514
支 所	税務住民課	住民係	内線751



和水町国民健康保険税が改正になりました！

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、平成20年度から国民健康保険税の中に、後期高齢者医療制度の支援金の項目が加わりました。

平成20年度国民健康保険税の税率等(年間)について

区分	所得割率 (所得×税率)	資産割率 (固定資産税×税率)	均等割額 (1人:年額)	平等割額 (1世帯:年額)	課税 限度 税額
医療費分 (加入者全員)	5.95%	36.00%	17,200円	21,000円	47万円
後期高齢者支援金 (加入者全員)	2.03%	6.30%	5,200円	5,200円	12万円
介護保険給付費 (40～64歳のみ)	1.10%	9.00%	7,000円	4,400円	9万円

※後期高齢者支援金とは、今年4月に老人保険医療制度に代わる後期高齢者医療制度が開始され、これまでも保険税の「医療保険分」の中から老人保険制度の財源の一部として運用されていたものを、後期高齢者医療制度も同様に運用されるため、「後期高齢者支援金分」として「医療保険分」から分割し表示することとなりました。(税率の合計は前年度と変わりません)
※医療分・介護分の所得割は所得額から基礎控除額(330,000円)を控除し計算を行います。

平成20年10月に支払われる年金からの 国民健康保険税のお支払い(天引き)について

国民健康保険制度では、被保険者(加入者)の皆様は、個別に金融機関等の窓口で納付いただくなどのお手間をおかけしないようにするなどの観点から、基準に該当される方については、国民健康保険税を年金から納付いただく仕組みが設けられました。

和水町では平成20年10月15日に支払われる年金から実施することとなりました。

対象者の方は第1期(7月)と第2期(9月)は、今までどおりの納付方法ですが、10月より年金からの天引きとなります。

なお、天引きの対象者の方へは、納税通知書(納付書)に 天引きのお知らせを同封しております。

ただし、天引き対象者の方でも、下記の項目に該当される方に関しては、**申し出により年金からの天引きから口座振替に変更することができます。**

- ①滞納が無い方で、口座振替をされている方。
- ②滞納が無い方で、現在は納付書払いの方が口座振替に変更される方。

国民健康保険税を口座振替での納付にされたい方は、**平成20年8月18日(月)**までに和水町役場税務住民課までお越しください。

なお、来庁の際は **健康保険証・通帳印・口座情報(通帳など)**をご持参ください。

※8月18日までにお手続きをされない場合は、来年の10月まで年金からの天引きを変更することができませんのでご注意ください。

【年金からの国民健康保険税から天引きされる基準】

この対象となる方は、**世帯内の国民健康保険の被保険者(加入者)全員が65歳から74歳までだけの世帯の世帯主の方**で、下記に該当する世帯主の方が該当します。

- ①年金額が年額18万円以上受給されている方。
- ②介護保険料と国民健康保険税の合計が、年金額(年額)の1/2以下の方。

問い合わせ先

本 庁 税務住民課 町民税係 内線513
支 所 税務住民課 税務係 内線753